

吹田市人材マネジメントシステム
構築・運用保守業務に係る
提案募集要項

令和6年(2024年)5月
吹田市総務部人事室

目次

Ⅰ 業務等の概要	Ⅰ
(1) 業務名	Ⅰ
(2) 目的	Ⅰ
(3) 業務内容	Ⅰ
(4) 契約期間	Ⅰ
(5) 実施場所	Ⅰ
(6) 提案限度額	Ⅰ
(7) 支払方法	2
(8) 提案募集事務局	2
2 提案募集の概要	2
(1) 提案募集の名称	2
(2) 提案募集方法	2
(3) 参加資格	2
(4) 発注者	3
(5) 留意事項	3
3 失格事由	3
4 提案募集日程	4

5	提案審査	4
(1)	募集要項の配布	4
(2)	参加表明、資格審査	5
(3)	参加資格通知	6
(4)	質問の受付及び回答	6
(5)	参加表明後の辞退	6
(6)	提案書等の提出	6
(7)	書類審査	7
(8)	プレゼンテーション・質疑応答審査	7
(9)	提案の無効に関する事項	8
(10)	最優秀提案事業者の決定方法	8
6	選定結果	9
(1)	審査の結果通知	9
(2)	結果公表	9
(3)	提案事業者が1者又はない場合の取扱い	10
7	契約締結	10

Ⅰ 業務等の概要

(1) 業務名

吹田市人材マネジメントシステム構築・運用保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

吹田市では、職員の人事情報や勤怠状況等は人事給与システムで管理し、職員の目標達成状況は人事評価システムで管理し、資格・スキルの保有、異動希望等はエクセルデータ等で別々に管理している。人事配置の検討に当たり、分散した情報を効果的に活用することが難しく、また、人事給与システム、人事評価システムやエクセルデータでは管理が難しくデータ化されていない人事情報も存在している。

近年、自治体においても若年層の離職等により人材確保が大きな課題となっており、人事業務を DX（デジタルトランスフォーメーション）推進し、職員のモチベーションの維持や離職防止のための適材適所の人事配置を行うための人材マネジメントシステム（以下「本システム」という。）の構築を目的とする。

(3) 業務内容

人事情報をデータベース化して一元管理し、人事異動のシミュレーション、人事評価の実現を目的とした本システムの構築及び運用保守業務

(4) 契約期間

令和6年8月13日から令和11年（2029年）3月31日まで。

本稼働予定時期：人事異動のシミュレーション 令和6年（2024年）12月1日

人事評価 令和8年（2026年）4月1日

(5) 実施場所

吹田市役所本庁内、受託者社内、本業務のシステムを運用管理するデータセンター、その他本市が認める場所

(6) 提案限度額

98,011,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）（令和6年度～令和10年度総額）

（税抜 89,100,910 円 消費税額 8,910,090 円）

※各年度における上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）は以下のとおりとし、各年度における構築又は運用保守に係る見積金額について、下記価格を超える提案は、認めない。

令和6年度	合計	37,662,000 円（税抜	34,238,182 円	消費税額	3,423,818 円）
	（内訳）				
	構築	31,680,000 円（税抜	28,800,000 円	消費税額	2,880,000 円）
	運用保守	5,982,000 円（税抜	5,438,182 円	消費税額	543,818 円）
令和7年度	合計	21,547,000 円（税抜	19,588,182 円	消費税額	1,958,818 円）

(内訳)

	構築	7,623,000 円(税抜	6,930,000 円	消費税額	693,000 円)
	運用保守	13,924,000 円(税抜	12,658,182 円	消費税額	1,265,818 円)
令和8年度	運用保守	12,934,000 円(税抜	11,758,182 円	消費税額	1,175,818 円)
令和9年度	運用保守	12,934,000 円(税抜	11,758,182 円	消費税額	1,175,818 円)
令和10年度	運用保守	12,934,000 円(税抜	11,758,182 円	消費税額	1,175,818 円)

(7) 支払方法

業務委託料の支払時期については、各年度末(3月末)又はそれまでに成果物の検査を行い、別途契約書に定める支払い方法のとおり支払うこととする。詳細については、契約締結の際に本市と提案事業者とで協議のうえ決定する。

(8) 提案募集事務局

吹田市総務部人事室(吹田市役所本庁高層棟5階 501 番窓口)

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6384-1400

電子メールアドレス so_jinji@city.suita.osaka.jp

2 提案募集の概要

(1) 提案募集の名称

吹田市人材マネジメントシステム構築・運用保守業務に係る提案募集

(2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- カ 官公庁(国、都道府県、市又は特別区)と令和元年度以降に直接契約し、本業務に類するパッケージソフトによる人材マネジメントシステムの構築業務を完了した実績を有すること。
- キ ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(4) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(5) 留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア 本プロポーザルに参加する者は、実施要領、仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、他の提案事業者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 提案に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とする。
- エ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- オ 本プロポーザル及び契約締結においては、日本国の法律を適用するものとする。
- カ 本委託業務の全部又は大半を再委託することはできない。また、再委託する場合は、再委託先においても「(3)参加資格のうちア、エ、オ及びキ」を満たすものとする。
- キ 本業務における再々委託は不可とする。
- ク 契約金額は、原則として見積書の金額とするが、消費税率の変更等、修正の必要が発生した場合は契約変更を実施する予定である。詳細は契約締結の際に本市と契約候補者として協議のうえ決定する。

3 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は失格(選定対象からの除外)とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案事業者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

4 提案募集日程

本業務のスケジュールはおおむね次のとおりとする。ただし、日程は都合により変更する場合がある。

内容	期日
募集要項公示（ホームページ）	令和6年5月13日（月）
募集要項交付期間	令和6年5月13日（月）午前9時00分から 令和6年5月31日（金）午後5時30分まで
質問受付期間	令和6年5月13日（月）午前9時00分から 令和6年5月22日（水）午後5時30分まで
参加表明、資格審査書類 提出期間	令和6年5月13日（月）午前9時00分から 令和6年5月31日（金）午後5時30分まで
質問回答日	令和6年5月29日（水）
参加資格審査結果通知	令和6年6月7日（金）
提案書類の提出期間	令和6年6月17日（月）午前9時00分から 令和6年6月28日（金）午後5時30分まで
書類審査	令和6年7月1日（月）から 令和6年7月17日（水）まで
プレゼンテーション・質疑応答	令和6年7月17日（水）
選定結果通知	令和6年8月2日（金）

5 提案審査

審査は提案書による書類審査、提案書の内容をもとに行うプレゼンテーション・質疑応答審査及び価格審査からなる。

（1） 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年（2024年）5月13日（月）午前9時から同年5月31日（金）午後5時30分まで

イ 配布場所

吹田市ホームページ内、令和6年度（2024年度）プロポーザル実施案件

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/index.html>

吹田市ホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布

(2) 参加表明、資格審査

ア 提出期間

令和6年(2024年)5月13日(月)から同年5月31日(金)

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

ただし、土日及び平日正午から午後0時45分までを除く

イ 提出書類

(ア) 参加表明書(代表者印押印必須)

(イ) 会社概要及び役員一覧

(ウ) 業務従事者調書

本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができることが分かる実績を記載すること。なお、記載した資格を証明する書類を併せて提出すること。

(エ) 類似業務実績調書

官公庁(国、都道府県、市又は特別区)と令和元年度以降に直接契約し、本業務に類するパッケージソフトによる人材マネジメントシステムの構築業務を完了した実績を記載すること。

記載した実績を証明する書類(契約書の写し等)を併せて提出すること。

対象の実績は、国、都道府県、市及び特別区において、本業務の類似業務(パッケージソフトによるものに限る。)を行った実績を、最大5件まで記載すること。なお、以下の3つの点に合致する実績を優先して記載すること。

(a) 中核市以上の規模の市における実績

(b) 大阪府内の市における実績

(c) 人口が多い市又は特別区における実績

(オ) セキュリティ認証の写し

(カ) 運用するデータセンターの概要調書

(キ) 委任状(代表者印押印必須)

ウ 提出場所

提案募集事務局

吹田市総務部人事室(吹田市役所本庁高層棟5階501番窓口)

エ 提出方法

郵送の場合は、書留など記録が残る方法で送付すること。持参以外の場合においては、提出期限内必着とする。

オ 電子メール送信

別途、提出期間内において、参加者から提案募集事務局宛に、参加者名、担当者氏名、連絡先電話番号を電子メールにて送信すること。

このメールアドレスは、以後本プロポーザルに関し、本市からの連絡先として利用する。

電子メール送信に当たって「件名」は「吹田市人材マネジメントシステム構築・運用保守業務提案参加」とする。

送信先メールアドレス:so_jinji@city.suita.osaka.jp

(3) 参加資格通知

令和 6 年(2024 年)6 月7日(金)に電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する場合には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(4) 質問の受付及び回答

質問については電子メールにより提出すること。回答は質問回答日に参加資格者全てに対し、質問者名を明示せず、質問と回答の一覧を電子メールにより送付する。同時に、吹田市ホームページで、回答を公表する。

ア 質問受付期間

令和 6 年(2024 年)5 月 13日(月)午前9時から同年 5 月 22 日(水)午後5時 30 分まで

イ 提出先(メールアドレス)

提案募集事務局宛(so_jinji@city.suita.osaka.jp)

電子メール送信に当たって「件名」は「吹田市人材マネジメントシステム構築・運用保守業務提案 質問」とする。

ウ 質問回答日

令和 6 年(2024 年)5 月29 日(水)

(5) 参加表明後の辞退

参加表明者は、辞退する場合には、速やかに提案辞退届を提案募集事務局に提出することとする。なお、辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

(6) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和 6 年(2024 年)6 月 17 日(月)から同年 6 月 28 日(金)

上記期間の午前9時から午後5時 30 分まで

ただし、土日及び平日正午から午後0時 45 分までを除く

イ 提出場所

提案募集事務局

吹田市総務部人事室(吹田市役所本庁高層棟5階 501 番窓口)

ウ 提出方法

提案書(紙媒体及び電子媒体)を郵送の場合は、書留など記録が残る方法で送付すること。持参以外の場合においては、提出期限内必着とする。

エ 提案書の内容

本システム構築・運用保守に関する企画・技術提案に関するもの。

別紙「吹田市人材マネジメントシステム構築・運用保守業務 審査評価項目」(以下「審査評価項目」という。)の項目順に沿う形で記述すること。

詳細については、別紙「調達仕様書」のとおりとする。

オ 提出書類

提案書等は、(イ)の見積書及び見積明細書以外を一式まとめたもの6部、これとは別に、(イ)の見積書及び見積明細書は紙媒体でそれぞれ1部ずつ用意する。提出期間内であっても提出書類の差替え、追加は認めない。また、公正な審査を実施するに当たり、(イ)の見積書及び見積明細書以外については、事業者名の記載及び事業者を特定できる内容の記載を行わないこととする。

なお、提出書類は返却しない。

様式については、別紙「調達仕様書」にて指定されたもの以外については自由とする。

(ア) 提案書及び必須要件希望要件一覧 紙媒体6部

提案書は A4 サイズ、縦横自由、50枚(両面100頁)以内とし、要件一覧は枚数に含めない。

なお、視認性の観点から一部のページでA3判(縦横問わない。)を用いることは問題ない。

本市が様式を指定するファイルは、その様式のファイル形式で作成し、様式を指定しないファイルについては、Microsoft Office 形式又は PDF 形式で作成すること。

(イ) 見積書及び見積明細書 紙媒体 1 部(代表者印押印必須)

(ウ) 業務従事者調書(応募時の提出物と同じもの)紙媒体6部

(エ) 類似業務実績調書(応募時の提出物と同じもの)紙媒体6部

(オ) (ア)から(エ)の内容一式を収めた電子媒体1部

(7) 書類審査

審査評価項目及び基準に基づく書類審査を実施する。

(8) プレゼンテーション・質疑応答審査

選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和6年(2024年)7月17日(水)午前10時から午後5時までの間

(各提案事業者の実施時間・場所は、電子メールにて連絡する。)

イ 時間配分

各提案事業者 50 分間(プレゼンテーション 25 分、質疑応答 25 分)

なお、都合により変更する場合がある。

ウ 実施方法

上記時間の範囲内で、実機も用いて審査評価項目に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション実施後に、選定委員会から質問を行うため、それに対する回答を行うこと。出席可能人数は5名までとする。

エ プレゼンテーション用資料

当日、選定委員は提案書を持参するため、プレゼンテーション用の資料配布は基本的に不要とする。なお、提案内容に反しない内容で、かつ、補足説明資料が必要な場合は、当日、A4 用紙3枚(両面 6 頁)までの配布は可能とする。その場合は、当日紙媒体で6部用意し、審査終了後速やかに事務局宛に電子メールにより提出すること。

オ プレゼンテーション用機材

プレゼンテーション用機材のうち、液晶モニター(型番:JN-VT5001UHDR)は、提案募集事務局が用意する。パソコンは、提案事業者が用意すること。

カ その他

- (ア) 本業務に従事するプロジェクトリーダーがプレゼンテーション及び質疑への応答を行うこと。
- (イ) 提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務仕様として採用する。

(9) 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 「2 提案募集の概要 (3) 参加資格」に掲げる参加資格のない者が提案したとき。契約締結時点において、契約候補者が参加資格を喪失していた場合も同様とする。
- イ 所定の日時及び場所に、「(6) 提案書等の提出 オ 提出書類」に掲げる提出書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はそのような行為をなした者が提案したとき。
- オ 「1 業務等の概要 (5) 提案限度額」に定める提案限度額を超えたとき。
- カ 2つ以上の提案書を提出したとき。
- キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(10) 最優秀提案事業者の決定方法

- ア 見積金額が契約全期間の予定価格の上限の範囲内であること。見積金額が契約予定価格の上限を上回った場合、又は各年度別の限度額に定める金額を上回った場合は、失格とする。
- イ 提案書の採点は「(6) 提案書等の提出 エ 提案書の内容」に掲げる提案書の内容の各項目に基づいて行う。
- ウ プレゼンテーション・質疑応答の採点は理解しやすい説明であり、提案書との整合性はあるか等の判断に基づいて行う。
- エ 選定委員は、審査基準に基づき提案事業者のプレゼンテーションを採点する。各選定委員の採点した点数の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。
なお、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。
いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。
ただし、最優秀提案事業者及び次点者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得している者であることとする。

6 選定結果

(1) 審査の結果通知

- ア 選定結果については、審査を受けた提案事業者全てに対し、令和6年8月2日(金)に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。
- イ 通知後、契約候補者として決定されなかった提案事業者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期間
令和6年(2024年)8月5日(月)から同年8月9日(金)
上記期間の午前9時から午後5時30分まで
ただし、正午から午後0時45分までを除く
 - (イ) 提出場所
提案募集事務局
吹田市総務部人事室(吹田市役所本庁高層棟5階501番窓口)
 - (ウ) 提出方法
任意の様式による代表者印の押印された書面を持参、又は郵送等記録に残る方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。
 - (エ) 回答
説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。
(令和6年8月23日(金)発送予定。)

(2) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、吹田市総務部人事室、行政資料閲覧コーナー、及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- ア 最優秀提案事業者(契約候補者)名並びにその提案金額と評価点
- イ 全提案事業者の名称(申込順)(ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。)
- ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う。)
- エ 審査項目、基準・配点
- オ 選定委員会委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

(3) 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、見積金額が契約予定価格の上限を上回った場合又は各年度別の限度額に定める金額を上回った場合、並びに、審査の評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得していない場合には、提案事業者なしとする。

提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

7 契約締結

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうかを十分考慮するとともに、選定委員会に変更内容を報告するものとする。

契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額に100分の5を乗じて得た額以上とする。ただし、同規則第113条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の額を減額する場合がある。